

## 滑川市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

滑川市は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務(以下、「物品等」という。)調達の総合的かつ計画的な推進を図るため、下記のとおり調達方針を定める。

### 記

#### 1 方針の対象範囲

この方針の適用範囲は、本市の全組織とする。

#### 2 物品等の調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等の目標は、別表のとおりとする。

#### 3 障害者就労施設等に対する情報提供

別表に掲げた調達目標、その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資する情報については、市ホームページに掲載する等の方法により、障害者就労施設等に情報を提供する。

#### 4 調達実績の公表

この方針に基づき本年度に調達した物品等の実績の概要は、市ホームページ等を通じて公表する。

#### 5 方針に関する担当窓口

この方針に関する担当窓口は、健康福祉部福祉課とする。